

(事業の目的及び運営の方針)

第1条 事業所の目的及び運営方針は次のとおりとする。

1 目的

きらり健康生活協同組合が開設するリハビリセンター虹（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第1号通所事業（以下「指定通所介護等」「通所介護相当サービス」という。の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。当事業の従業者は、要介護状態、若しくは要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対して、介護保険法令の主旨に従って、通所若しくは介護計画を作成・実施し、利用者の介護予防及び、心身・生活機能の維持・向上を目的とする。

2 運営方針

- ① 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- ② 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
- ③ サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、通所利用者又はその家族に対して在宅療養生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

(従業者の種類・員数及び職務内容)

第2条 当事業の従業者の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 当施設の従業者の職種、員数は、法令の定めるところによる。

職名	員数
管理者	1名
生活相談員	1名以上
機能訓練指導員 (作業療法士若しくは理学療法士)	1名以上
介護職員	3名以上
看護職員	訪問看護ステーションすかわと連携

2 職務内容

- ① 管理者は、事業所職員の管理・指導、利用申し込みに関する調整、業務の実施状況の把握・管理を行う。
- ② 生活相談員は、利用者及び家族への相談援助を行う。
- ③ 機能訓練指導員は、利用者の機能訓練を行う。
- ④ 介護職員は、利用者の入浴・食事等の介護及び日常生活上の世話を行う。
- ⑤ 看護職員は、利用者の健康管理を行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第3条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、夏期・年末年始（日程は事業所が定める期間）を除く。

2 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時00分から午後17時00分

3 サービス提供時間（指定通所介護等、通所介護相当サービス）

提供時間	月	火	水	木	金
9：45～15：45	●	●	●	●	●

（指定通所介護等、通所介護相当サービスの利用定員）

第4条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1日の利用定員は25名とする。

（指定通所介護等、通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額）

第5条 事業所の内容及び利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1 内容

送迎、健康管理の援助、食事の提供、入浴介助、排泄の自立支援、日常生活動作の改善・維持のための計画及び機能訓練、利用者・家族への相談援助、レクリエーション等のサービスの提供

2 利用料及びその他の費用の額

① 介護報酬の告示上、法定代理受領分は、利用者の収入等により介護報酬の1割～3割負担とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。

② その他の費用の額については次のとおりとする。

・食事代（昼食代） 普通食 530円
やわらか食700円

※当日の利用キャンセルの場合、昼食代は利用者負担となる。

・日用消耗品 100円
・オムツ・パット代 実費

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の実施地域は、福島市とする。

実施地域外のサービス提供を行う場合は、1kmあたり25円の交通費を徴収する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第7条 当事業の利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- ・事故防止のため、利用中の一人での外出は行わない。紛失・破損防止のため、私物の預かりは行わない。
- ・事故・紛失防止のため、現金や貴重品の持参はしない。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- ・火気の取り扱いは禁止とし、敷地内は禁煙とする。
- ・利用者の過失により、事業所内の設備・備品等に損害を与えた場合は、利用者負担で原状回復する。
- ・体調に不安がある場合や利用者・家族に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合は、利用前に相談する。
- ・参加中は、緊急時を除いて医療機関の受診は出来ない。
- ・急激な体調変化や転倒等、自宅でも起こり得る様々な危険性が利用中にも伴うことを理解する。

(個人情報の取扱いに関する事項)

第8条 当事業の個人情報の取扱いに関する事項は次のとおりとする。

- 1 当事業の従業者は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 個人情報の取り扱いについては、きらり健康生活協同組合「個人情報保護」基本方針及び関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行う。

(緊急時等における対応方法)

第9条

- 1 事故発生の防止のための指針を作成し、介護事故の防止及び発生時の対応について規定する。
- 2 利用者に対する指定通所介護等、通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、指針に基づき、速やかに保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなど、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定通所介護等、通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について、当該施設職員は、施設管理者へ定められた様式にて報告する。
- 5 事故発生防止のための委員会を設置し、発生した介護事故、ヒヤリハット事例などを分析し、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する。
- 6 委員会できりまとめられた防止策を施設職員に対し周知徹底する。
- 7 施設職員を対象とした事故発生の防止のための研修を定期的実施する。

(防火管理・非常災害対策)

第10条 事業所の防火管理・非常災害対策は次のとおりとする。

- 1 防火管理及び、風水害や地震等の非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、避難・救出、その他の必要な訓練を定期的に行う。
- 2 防火管理に関する設備点検は、契約保守業者に依頼し、常に有効に保持するよう努める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための指針を整備し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、従業員に対する研修を定期的実施するための担当者を設置する。
- 2 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
当事業の従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる、利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- 3 その他、虐待防止のために必要な措置
原則として利用者に対し身体拘束は行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療記録に記載する。また、利用者又は代理人に対して身体拘束の必要性を説明し、文書による同意を得ることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

1 感染症対策

事業所の感染症対策は次のとおりとする。

- ① 事業所は、利用者の使用する施設・設備について、衛生的な管理に努め又、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- ② 事業所において、感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 針刺し事故等により、職員に利用者の血液・体液の暴露があり、利用者の感染情報がない場合は、その場で採血検査を実施する。

2 事故発生時の対応

当事業における事故発生時の対応は次のとおりとする。

- ① 当事業の実施により、事故等が発生した場合はしかるべき処置をした後、速やかに、保険者、利用者の身元引受人ならびに居宅介護支援事業所等に報告するなど、必要な措置を講ずる。
- ② 事故等の発生又は発生の危険性が認められる場合は、報告書等を整備し、再発防止に努めるものとする。

3 業務継続計画の策定等

- ① 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護等、通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

4 職員に対するハラスメント

利用者又は家族が、事業所や当事業の従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為〔介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する・怒鳴る等）、セクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む〕又、カスタマーハラスメント（優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた過剰な要求等）を行い、従業者の就業環境が害される状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、きらり健康生活協同組合との協議に基づいて定めるものとする。

附則	この規程は、平成 20 年	4 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 20 年	6 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 22 年	8 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 24 年	10 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 25 年	7 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 25 年	9 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 26 年	4 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 27 年	4 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 27 年	8 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 28 年	1 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 28 年	4 月	1 日から施行する
	この規程は、平成 28 年	4 月	1 日から施行する

この規程は、平成30年	4月	1日から施行する
この規程は、平成31年	4月	1日から施行する
この規程は、2019年	10月	1日から施行する
この規程は、2021年	4月	1日から施行する
この規程は、令和6年	6月	1日から施行する
この規程は、令和6年	10月	1日から施行する
この規程は、令和7年	3月	1日から施行する